



厚生労働省 東京労働局発表
平成 26 年 2 月 21 日

担 当	東京労働局 労働基準部 賃金課 課長 徳力 信二 主任賃金指導官 大山 正敏
	賃金指導官 高橋 和彦 Tel 03-3512-1614 (直通)

東京都鉄鋼業最低賃金の引上げを決定

- 1 東京都の特定（産業別）最低賃金として設定されている 6 業種のうち、東京都鉄鋼業最低賃金について、東京労働局長（伊岐 典子）は、現行より 12 円引き上げることと決定し、本日官報公示を行いました。

これにより、東京都鉄鋼業最低賃金は、以下のとおり本年 3 月 23 日から改正発効することとなります。

平成 25 年度 東京都鉄鋼業最低賃金の改正内容

最低賃金の名称	時間額（引上額・引上率）	発効日
鉄 鋼 業	871 円（12 円・1.40%）	26.3.23

- 2 東京都の特定（産業別）最低賃金については、各種商品小売業を除く 5 業種から改正等の申出がなされたため、平成 25 年 8 月 22 日に東京労働局長から東京地方最低賃金審議会（会長 笹島 芳雄）に諮問を行ったところ、同年 1 月 12 日に鉄鋼業について改正の必要があるとの答申がなされ、同日金額改正の諮問を行いました。

同審議会は審議の結果、平成 26 年 1 月 22 日に東京労働局長に対し金額改正の答申を行い、東京労働局長は、この答申を参考に改正することを決定したものです。

なお、都内の全使用者及び全労働者（派遣中のものを含む。）に適用される東京都最低賃金（地域別最低賃金）については、すでに平成 25 年 10 月 19 日から時間額 869 円（引上額 19 円、引上率 2.24%）に改正されています。

- 3 本年度改正されなかった下記の特定制（産業別）最低賃金の対象事業場については、東京都最低賃金 869 円が適用されます（地域別最低賃金と特定制（産業別）最低賃金が競合する場合、高い方の最低賃金額が適用されます。）。

最低賃金の名称	直近の改正時間額
自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、 船用機関製造業、航空機・同附属品製造業	(838円、24.2.18 発効)
出版業	(857円、24.12.31 発効)
業務用機械器具、電気機械器具、情報通信機械器具、 時計・同部分品、眼鏡製造業	(829円、22.12.31 発効)
はん用機械器具、生産用機械器具製造業	(832円、22.12.31 発効)
各種商品小売業	(792 円、21.12.31 発効)

(参考)

1 適用

特定（産業別）最低賃金は、東京都内の該当産業の事業場で働く労働者（派遣中の労働者を含む）に適用されるもので、次の労働者を除き、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の雇用形態、性、国籍等の区別なく適用されます。

* 次の労働者は、特定（産業別）最低賃金が適用されず、東京都最低賃金（時間額 869 円）が適用となります。

18 歳未満又は 65 歳以上の者

雇入れ後 1 年未満の者であって、技能習得中のもの

清掃又は片付けの業務に主として従事する者

2 金額

次の賃金は、最低賃金に算入されません。

皆勤手当、通勤手当及び家族手当

時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して支払われる手当

臨時に支払われる賃金

賞与など 1 か月を超える期間ごとに支払われる賃金

3 特定（産業別）最低賃金の適用労働者数等

最低賃金の名称	適用事業場数	適用労働者数
鉄 鋼 業	410	11,711